

石川県公報

平成 25 年 3 月 25 日 (月曜日)

号 外

(第 21 号)

目 次

規 則			
石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則 (医療対策課)	1	石川県立保育専門学園学則の一部を改正する規則 (同)	3
薬事法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課)	2	児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (同)	3
石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則 (少子化対策監室)	2	石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (競馬業務課)	5

規 則

石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第九号

石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

石川県立総合看護専門学校学則(昭和五十九年石川県規則第十四号)の一部を次のものに改正する。

「 1 30 」を「 1 15 」に	「 行動科学 」	「 1 30 」を「 1 15 」に	「 行動科学 」
「 1 30 」を「 1 15 」に	「 生活科学 」	「 1 15 」に	「 生活科学 」
「 1 30 」を「 1 15 」に	「 文化人類学 」	「 1 15 」に	「 文化人類学 」
「 345 」に	「 3 90 」を	「 1 30 」に	「 疾病論 」
「 1 30 」を	「 1 30 」に	「 1 30 」に	「 疾病論 」
「 1 30 」を	「 1 30 」に	「 1 30 」に	「 疾病論 」
「 1 30 」を	「 1 15 」に	「 1 15 」に	「 基礎看護学 」
「 1 30 」を	「 1 30 」に	「 2 45 」に	「 基礎看護学 」
「 1 15 」を	「 1 30 」に	「 1 30 」に	「 基礎看護学 」
「 1 30 」を	「 1 30 」に	「 1 15 」に	「 12 」を
「 13 」に	「 1 15 」を	「 1 30 」に	「 成人看護学概論 」
「 585 」を	「 600 」に	「 99 3,030 」を	「 100 3,000 」に
「 論理的思考 」を	「 日本語表現法 」に		

「倫理学」	2	45	を	「倫理学」	1	30	に、
「国際社会と文化」	1	30	を	「文化人類学」	1	15	に、
「社会学」	1	30		「英語」	1	30	
「生活とレクリエーション」	1	30		「社会学」	1	30	
				「生活科学」	1	15	
				「レクリエーション論」	1	15	に、

「13」	「成人看護学実習」	1	45	を	「成人看護学実習」	2	90	に、
	「成人看護学実習」	1	45					

「72」を「73」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に入学した者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和二十六年石川県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中「薬局、製造所」を「製造所」に改める。
- 第三条第一項第一号中「管理者」の下に「（金沢市の区域に薬局がある者を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十一号

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則（昭和二十九年石川県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「及び母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十一条の四第三項」を削る。
- 第三条第二項中「の療育の給付及び母子保健法第二十一条第二項の療育医療の給付に関する」を「に規定する」に「よる」を「より算定した額とする」に改め、同条第三項を削る。
- 第四条中「の保育所に関する」を「に規定する」に、「よる」を「より算定した額とする」に改める。
- 別表第一注8③中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。
- 別表第二の2の表を削り、別表第二の1の表中「1 療育の給付」を削り、同表を別表第二とする。
- 別記様式注3を削る。

附 則

- この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）附則第二十九条ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる費用の徴収については、改正前の別表第二の2の表の規定は、なおその効力を有する。

石川県立保育専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 25 日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十二号

石川県立保育専門学校学則の一部を改正する規則

石川県立保育専門学校学則(昭和四十三年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「十六科目」を「十九科目」に、「十九・五単位」を「二十・五単位」に改める。

別表第二号	「	保育実習 (実習)	4	を	「	保育実習 a (実習)	2	に改める。
	保育実習 (実習)	4	保育実習 b (実習)		2			
	」			」	保育実習 a (実習)	2		
				」	保育実習 b (実習)	2		

別表第三号	「	社会学 (講義)	2	を	「	社会学 (講義)	2	に改める。
	生活科学 (講義)	2	国語総合表現 (演習)		1			
	」				」			

附 則

- この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第八条、別表第二及び別表第三の規定は、この規則の施行の日以後に入学した者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 25 日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十三号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和六十二年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条「第二十九条及び」を「第二十九条並びに」に改める。

別記様式第十五号(裏)を次のように改める。

(裏)

児 童 福 祉 法 (抜 粋)

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- (1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
- (2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2～5 略

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2・3 略

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 略

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 略

(臨検、搜索等)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3～6 略

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十四号

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

石川県地方競馬実施条例施行規則(昭和五十二年石川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「着順の確定及び異議の裁決」を「第六十二条の三第三項の規定による着順確定及び第六十三条第一項の規定による失格又は降着の裁決の申立て」に改める。

第五十四条第五項中「他の馬の内側」を「他の馬と他の馬との間若しくは他の馬と柵との間」に、「他の馬の内側からこれ」を「それらの間から他の馬」に改める。

第五十七条の二を削る。

第五十九条第二項中「第六十一条の規定により着順が確定する」を「第六十二条の三第三項の規定による着順確定」に改める。

第六十一条を次のように改める。

(審議の公表)

第六十一条 裁決委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十二条の三第三項の規定による着順確定前に当該競走に係る事象に関する審議を行う旨を公表するものとする。

- 一 次条第一項の規定により委員長が競走を不成立とする可能性があるとき。
 - 二 到達順位が第五位までの馬(第五位までに到達した可能性があり、その到達順位の判定を速やかに行うことが困難であると認められる馬として、裁決委員が指定したものを含む。次号において同じ。)について、第六十二条の規定による失格又は第六十二条の二第一項の規定による降着とする可能性があるとき。
 - 三 到達順位が第五位までの馬について、第六十三条第一項の規定による失格又は降着の裁決の申立てがあつたとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、裁決委員が特に必要があると認めるとき。
- 2 裁決委員は、前項の規定により審議を行う旨の公表をしたときは、当該審議の終了後、直ちにその結果について公表するものとする。ただし、次条第一項の規定により委員長が競走を不成立とする場合は、この限りでない。
- 3 第一項第二号から第四号までの規定に係る審議の結果の公表については、第六十二条の三第四項の規定による着順確定の公表と併せて行うものとする。

第六十一条の次に次の一条を加える。

(競走の不成立)

第六十一条の二 委員長は、第六十二条の三第三項の規定による着順確定前に、災害、投石等の妨害行為その他の事由により競走若しくは競走に係る開催執務委員の職務の執行に重大な支障があつたと認められた場合又は競走が所定の走路と異なる走路で行われたと認められた場合は、その競走を不成立とする。

2 委員長は、前項の規定によりその競走を不成立とした場合には、直ちにその旨を発表しなければならない。

第六十二条第一項中「着順確定前」を「第六十二条の三第三項の規定による着順確定前」に、「の二」を「のいずれか」に、「認める」を「認めた」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 次のいずれかに該当する行為(以下「有責妨害」という。)のうち、極めて悪質で、かつ、他の騎手又は他の馬に対する危険な行為であつて、当該行為が競走に重大な支障を生じさせたとき。

イ 第五十四条第一項、第四項又は第五項の規定に違反して他の馬の走行を妨害したと認められる行為(他の騎手又は他の馬の動作による危険を避けるために、やむを得ずにした当該行為を除く。)

ロ 第五十五条の規定に違反して他の馬の走行を妨害したと認められる行為

第六十二条第二項を削る。

第六十二条の二を次のように改める。

(降着)

第六十二条の二 裁決委員は、次条第三項の規定による着順確定前に、決勝線に到達した馬(前条の規定により失格

となつた馬(以下「失格馬」といふ)を除く。)が有責妨害を行つたと認め、かつ、当該有責妨害を行つたと認められた馬(以下「有責妨害馬」といふ)が被害馬(当該有責妨害を受けた一の馬であつて、決勝線に到達したものの(失格馬を除く。))をいつ、以下同じ。)より前又は同時に決勝線に到達した場合において、当該有責妨害がなければ、被害馬が有責妨害馬より前に決勝線に到達したと認めるときは、有責妨害馬を降着とする。ただし、被害馬が有責妨害馬に対し有責妨害を行つたと認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により降着となつた馬(以下「降着馬」といふ)は、その対象被害馬(降着の裁決の対象となつた被害馬をいつ、別表第二において同じ。)より後の着順とする。

第六十二条の二の次に次の一条を加える。

(着順の確定)

第六十二条の三 競走(降着馬がある場合の競走を除く。)における各馬の着順は、失格馬を除き、第五十八条の規定により決勝審判委員が最初に決勝線に到達したと判定した馬を第一着とし、その他の馬については決勝審判委員がその馬より前に決勝線に到達したと判定した馬の頭数に一を加えたものとする。この場合において、同時に決勝線に到達した馬は同着とする。

- 2 降着馬がある場合の競走における各馬の着順は、決勝線に到達しなかつた馬及び失格馬を除き、別表第二に定めるところによりその馬より前の着順とされる馬(以下「上位馬」といふ)のない馬を第一着とし、その他の馬については上位馬の頭数に一を加えたものとする。この場合において、同じ着順とされる馬は同着とする。

- 3 裁決委員は、競走終了後遅滞なく、前二項の規定による着順を確定し、その旨を宣言しなければならない。この場合において、失格馬又は降着馬があるときは、併せてその旨を宣言しなければならない。

- 4 裁決委員は、前項の規定により着順確定の宣言をしたときは、直ちにその旨を公表するものとする。

- 5 省令第四十五条第二項において準用する省令第七条第一項から第五項までの勝馬は、第三項の規定による着順確定の宣言(重勝式勝馬投票法にあつては、その最後の競走の着順確定の宣言)により確定する。

- 6 省令第四十五条第二項において読み替えて準用する省令第八条第一項ただし書の都道府県の競馬の実施に関する規程で定める各馬の着順は、第三項の規定により確定する着順とする。

第六十三条の見出しを「(失格又は降着の裁決の申立て)」に改め、同条第一項を次のように改める。

競走に出走した馬の馬主、調教師(第九十三条第二項の規定により業務の委託を受けた調教師及び委員長から指名された調教師並びに同条第四項の規定により調教師の業務を代行する者を含む。)又は騎手は、有責妨害馬について、第六十二条(第四号に係る部分に限る。)の規定による失格又は第六十二条の二第一項の規定による降着とする裁決(以下この条において「失格又は降着の裁決」といふ。)の申立てをすることができる。

第六十三条第二項及び第三項中「異議」を「失格又は降着の裁決」に改め、同条第四項中「異議の申立てにつき」を「失格又は降着の」に、「その異議の」を「その」に、「を異議の」を「をその」に改める。

第六十五条の三第一項中「第六十一条第三項」を「第六十二条の三第三項」に、「の一」を「のいずれか」に改め、同条第二項中「第六十一条第一項」を「第六十二条の三第一項の規定」に改める。

別表第一中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 アドラフケニル

別表第一第一号の二の次に次の三号を加える。

一 の三 アミノフケリン

一 の四 アミノレックス

一 の五 アルブレノキシム

別表第一第二号の次に次の一号を加える。

二の二 アンフエタニニル

別表第一第三号の次に次の一号を加える。

三の二 イブテロール

別表第一第五号の次に次の二号を加える。

五の二 エチルアンフエタニン

五の三 エチルモルヒネ

別表第一第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 カルバマゼピン

別表第一第十二号の次に次の二号を加える。

十二の二 キンホロン

十二の三 グアイフエネシム

別表第一第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 クロベンソリックス

別表第一第十六号の次に次の二号を加える。

十六の二 コブイム

十六の三 コリンテオフイリン

別表第一第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 シクラゾドン

別表第一第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 ジメチルアンフエタミン

別表第一第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 セシギリム

別表第一第二十五号を次のように改める。

二十五 テオフイリン

別表第一第二十六号の次に次の二号を加える。

二十六の二 テキストロアンフエタミン

二十六の三 テストステロン

別表第一第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 ゴブリン

別表第一第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 トラマドール

別表第一第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二 バンブチロール

別表第一第三十七号の次に次の一号を加える。

三十七の二 ファンプロファン

別表第一第三十八号から第四十号までを次のように改める。

三十八から四十まで 削除

別表第一第四十号の次に次の三号を加える。

四十の二 フェネチリン

四十の三 フェンカミン

四十の四 フェンプロボリックス

別表第一第四十四号を次のように改める。

四十四 削除

別表第一第四十四号の次に次の二号を加える。

四十四の二 フルフェソリックス

四十四の三 プレニラミン

別表第一第四十八号の次に次の一号を加える。

四十八の二 ベタキソロール

別表第一第四十九号の次に次の二号を加える。

四十九の二 クロイム

四十九の三 ベンズフェタミン

別表第一第五十二号の次に次の一号を加える。

五十二の二 ボルジオン

別表第一第五十四号の次に次の一号を加える。

五十四の二 メンカルフ

別表第一第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二 メトカルバモール

別表第一第六十二号を次のように改める。

六十二 削除

別表第一第六十二号の次に次の二号を加える。

六十二の二 メフエノシックス

六十二の三 モタアニル

別表第一第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二 リステクスアンフエタミン

別表第一備考を次のように改める。

備考 第六十五条の二第七項の規定により、次に掲げる禁止薬物を^い閾値に基づいて存在を確認するものとして指定する。

- 一 この表第十二号の二に掲げる禁止薬物
- 二 この表第三十一号に掲げる禁止薬物
- 三 この表第五十二号の二に掲げる禁止薬物
- 四 この表第五十三号に掲げる禁止薬物

別表第二中「別表第二(第六十一条関係)」を「別表第二(第六十二条の二関係)」に改め、同表第三号及び第四号を次のように改める。

三 前二号の規定によつては着順の前後が決定できない降着馬と非降着馬の二頭の間では、その降着馬をより前の着順とする。

四 前三号の規定によつては着順の前後が決定できない降着馬二頭の間では、到達順位がより前のものをより前の着順とし、到達順位が同じ場合は同じ着順とする。

別表第二第五号を削る。

別表第三を次のように改める。

別表第三 削除

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定(同表第二十五号、第三十八号から第四十号まで、第四十四号及び第六十二号の改正規定並びに同表備考の改正規定(同表備考第二号及び第四号に係る部分に限る。))を除く。は、平成二十六年四月一日から施行する。